

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 9月 1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	275kV超高压開閉所空気圧縮機室の天井より雨水が侵入し、空気圧縮機（A）駆動用電動機に滴下したため、天井部及び電動機を点検・修理	D	
2	3号機	発電機水素ガス冷却器用冷却水ベント配管のサポート固定金具に緩みがあり同配管が振動しているため、当該部を点検・修理	D	
3	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）補機冷却海水ポンプ出口ストレナ差圧計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該差圧計を点検・調整	D	
4	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ最小流量制御弁が全閉にも係わらず低流量側入口流量計の流量指示が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
5	5号機	プラント停止時にタービンバイパス弁蒸気管ドレントラップバイパス弁を開操作したが、動作不良であったため、当該弁を点検・修理	D	
6	6号機	定期検査工事関連小修理工事の請負工事書類手続きにおいて、補正手続きを行うべきところ、未実施であったことが認められたため、対応検討	C	
7	6号機	タービン建屋東側屋外の非放射性液体移送配管用トレンチ（タービン建屋側）内における漏水の可能性を示す警報が発生したため、当該トレンチ内を点検・清掃	D	
8	集中環境施設	廃棄物減容用高圧圧縮設備のドラム缶充填機点検において、ドラム缶台車用減速機シャフトに傷を付けたため、対応検討	D	
9	その他	水処理設備陽イオン樹脂塔（A、B）出口導電率発信器の点検において、出力信号に動作不良（ハンチング）が認められたため、当該発信器を交換	D	
10	その他	海生物処理設備排ガス処理用湿式洗浄装置の洗浄水ポンプ（B）駆動用電動機の点検において、シャフトとブリー間の嵌め合い部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
11	その他	海生物処理設備の原料投入コンベア用電動機の点検において、減速機連結用ボルト（6本）のネジ山に磨耗が認められたため、当該ボルトを交換	D	
12	その他	放射線測定器の点検において、電離箱型放射線測定器（1台）に校正基準値の外れが認められたため、当該計器を調整	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで